特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
柏原市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大阪府柏原市長

公表日
令和5年6月15日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく被保険者の資格管理、介護保険料の賦課及び徴収、要介護認定及び保険給付に関する事務であり、本事務における特定個人情報ファイルは、以下で使用している。 ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②介護保険料の賦課とそれに伴う介護保険料額の通知(納入通知書の送付) ③介護保険料の収納管理 ④介護保険料の減免、徴収猶予等の申請 ⑤介護サービス受給のための要介護度の認定申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥介護保険に係わる証明書の発行 ⑦介護保険給付に関する支給申請 ⑧番号法別表第二に基き、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録 ⑨サービス検索・電子申請機能による電子申請データを申請管理システムで照会する ⑩保険料の還付等に伴う公金受取口座情報の取得
③システムの名称	①介護保険システム ②収納管理システム ③滞納管理システム ④中間サーバー ⑤団体内統合宛名システム ⑥サービス検索・電子申請機能（マイナポータル） ⑦申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
①介護資格ファイル ②介護保険料賦課ファイル ③介護受給者台帳ファイル ④介護給付実績ファイル ⑤介護特別徴収対象者情報ファイル ⑥収納ファイル ⑦口座登録・連携ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	≪情報提供の根拠≫ ・番号法第19条第8号　別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 　第1、2、3、4、5、6、15、19、22条の2、24条の2、25、25条の2、30、31条の2、32、33、43、43条の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3 ≪情報照会の根拠≫ ・番号法第19条第8号　別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）　　第46、47条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部　高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　健康部　高齢介護課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　健康部　高齢介護課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	≪情報提供の根拠≫ ・番号法第19条第7項　別表第二の 　1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 　第1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、44、47条 ≪情報照会の根拠≫ ・番号法第19条第7項　別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 第46，47条	≪情報提供の根拠≫ ・番号法第19条第7号　別表第二の 　1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、109、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 　第1、2、3、4、5、6、15、19、25、25条の2、30、32、33、43、43条の2、44、47、49、55条の2 ≪情報照会の根拠≫ ・番号法第19条第7号　別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 第46、47条	事後	番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正及び特定個人情報保護評価指針に規定する重要な変更に当らないため
平成28年10月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 1対象人数	平成27年6月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
平成28年10月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数	平成27年6月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
平成28年10月7日	公表日	平成27年6月30日	平成28年10月7日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
平成29年6月23日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	≪情報提供の根拠≫ ・番号法第19条第7号　別表第二の	≪情報提供の根拠≫ ・番号法第19条第7号　別表第二の　1、2、3、	事後	番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための
平成29年6月23日	Ⅱ　しきい値判断項目 1対象人数	平成28年10月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
平成29年6月23日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数	平成28年10月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
平成29年6月23日	公表日	平成28年10月7日	平成29年6月23日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
平成30年4月13日	Ⅰ　関連情報 5　評価実施機関における担	高齢介護課長　塩谷　修	高齢介護課長　田中　徹	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
平成30年4月13日	公表日	平成29年6月23日	平成30年4月13日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
平成30年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1対象人数	平成29年6月1日	平成30年6月1日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
平成30年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数	平成29年6月1日	平成30年6月1日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
平成30年6月27日	公表日	平成30年4月13日	平成30年6月27日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月12日	Ⅰ　関連情報 ５　評価実施機関における担	高齢介護課長　田中　徹	高齢介護課長　橋本　直人	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
平成31年4月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 １対象人数	平成30年6月1日	平成31年4月1日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
平成31年4月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２　取扱者数	平成30年6月1日	平成31年4月1日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
平成31年4月12日	公表日	平成30年6月27日	平成31年4月12日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和2年6月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 １対象人数	平成31年4月12日	令和2年6月1日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和2年6月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２　取扱者数	平成31年4月12日	令和2年6月1日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和2年6月24日	公表日	平成31年4月12日	令和2年6月24日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和3年6月16日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	≪情報提供の根拠≫ ・番号法第19条第7号　別表第二の １、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、109、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 第1、2、3、4、5、6、15、19、25、25条の2、30、32、33、43、43条の2、44、47、49、55条の2 ≪情報照会の根拠≫ ・番号法第19条第7号　別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 第46、47条	≪情報提供の根拠≫ ・番号法第19条第7号　別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 第1、2、3、4、5、6、15、19、22条の2、24条の2、25、25条の2、30、31条の2、32、33、43、43条の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3 ≪情報照会の根拠≫ ・番号法第19条第7号　別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 第46、47条	事後	番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正及び特定個人情報保護評価指針に規定する重要な変更に当らないため
令和3年6月16日	Ⅱ　しきい値判断項目 １対象人数	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和3年6月16日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２　取扱者数	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和3年6月16日	公表日	令和2年6月24日	令和3年6月16日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月11日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	≪情報提供の根拠≫ ・番号法第19条第7号　別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 　第1、2、3、4、5、6、15、19、22条の2、24条の2、25、25条の2、30、31条の2、32、33、43、43条の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3 ≪情報照会の根拠≫ ・番号法第19条第7号　別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 第46、47条	≪情報提供の根拠≫ ・番号法第19条第8号　別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 　第1、2、3、4、5、6、15、19、22条の2、24条の2、25、25条の2、30、31条の2、32、33、43、43条の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3 ≪情報照会の根拠≫ ・番号法第19条第8号　別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 第46、47条	事後	番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正及び特定個人情報保護評価指針に規定する重要な変更に当らないため
令和4年4月11日	Ⅰ　関連情報 5　評価実施機関における担	健康福祉部　高齢介護課	健康部　高齢介護課	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和4年4月11日	Ⅰ　関連情報 5　評価実施機関における担	高齢介護課長　橋本直人	高齢介護課長	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和4年4月11日	Ⅰ　関連情報 7　特定個人情報の開示・訂	柏原市安堂町1番55号　柏原市役所　健康福祉部　高齢介護課	柏原市安堂町1番55号　柏原市役所　健康部　高齢介護課	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和4年4月11日	Ⅰ　関連情報 8　特定個人情報の開示・訂	柏原市安堂町1番55号　柏原市役所　健康福祉部　高齢介護課	柏原市安堂町1番55号　柏原市役所　健康部　高齢介護課	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和4年4月11日	公表日	令和3年6月16日	令和4年4月11日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和4年6月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 1対象人数	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和4年6月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和4年6月15日	公表日	令和4年4月11日	令和4年6月15日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月15日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく被保険者の資格管理、介護保険料の賦課及び徴収、要介護認定及び保険給付に関する事務であり、本事務における特定個人情報ファイルは、以下で使用している。 ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②介護保険料の賦課とそれに伴う介護保険料額の通知(納入通知書の送付) ③介護保険料の収納管理 ④介護保険料の減免、徴収猶予等の申請 ⑤介護サービス受給のための要介護度の認定申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥介護保険に係わる証明書の発行 ⑦介護保険給付に関する支給申請 ⑧番号法別表第二に基き、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく被保険者の資格管理、介護保険料の賦課及び徴収、要介護認定及び保険給付に関する事務であり、本事務における特定個人情報ファイルは、以下で使用している。 ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②介護保険料の賦課とそれに伴う介護保険料額の通知(納入通知書の送付) ③介護保険料の収納管理 ④介護保険料の減免、徴収猶予等の申請 ⑤介護サービス受給のための要介護度の認定申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥介護保険に係わる証明書の発行 ⑦介護保険給付に関する支給申請 ⑧番号法別表第二に基き、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録 ⑨サービス検索・電子申請機能による電子申請データを申請管理システムで照会する ⑩保険料の還付等に伴う公金受取口座情報の取得	事後	
令和5年6月15日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①介護保険システム ②収納管理システム ③滞納管理システム ④中間サーバー ⑤団体内統合宛名システム	①介護保険システム ②収納管理システム ③滞納管理システム ④中間サーバー ⑤団体内統合宛名システム ⑥サービス検索・電子申請機能（マイナポータル） ⑦申請管理システム	事後	
令和5年6月15日	Ⅰ　関連情報 2．特定個人情報ファイル名	①介護資格ファイル ②介護保険料賦課ファイル ③介護受給者台帳ファイル ④介護給付実績ファイル ⑤介護特別徴収対象者情報ファイル ⑥収納ファイル	①介護資格ファイル ②介護保険料賦課ファイル ③介護受給者台帳ファイル ④介護給付実績ファイル ⑤介護特別徴収対象者情報ファイル ⑥収納ファイル ⑦口座登録・連携ファイル	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和5年6月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため
令和5年6月15日	公表日	令和4年6月15日	令和5年6月15日	事後	指針に規定する重要な変更に当らないため